

## 生産性向上等支援補助金

# 工作機器等導入支援

区内中小企業の持続的な発展を後押しするため、ものづくりの製造過程において使用する工作機器、測定機器等で、生産性の向上等に資するものを導入する際の経費の一部を補助します。

### 1 補助対象者（過去に本補助金の交付を受けた事業者は申請できません）

- (1) 中小企業基本法に定める中小企業者であること。
- (2) 区内に1年以上主たる事業所を有すること。
  - ・法人は本店登記地及び事業の実態が区内にあること。
  - ・個人事業者は事業所所在地及び事業の実態が区内にあること。
- (3) 特別区民税（法人は法人都民税）を滞納していないこと。  
個人事業者のうち区民でないものは、区民税事業所課税分を滞納していないこと。
- (4) 墨田区暴力団排除条例に規定する暴力団関係者ではないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に規定する営業等を行っていないこと。

### 2 補助金額

補助対象経費の2 / 3      上限400万円（千円未満切り捨て）

### 3 補助対象経費

- (1) 工作機械、測定機器等の機械及び装置の導入経費（1台分 / 中古・リース可）
- (2) 上記に付帯する工具及び器具の導入経費

上記経費について、国・都・区等が実施する他の制度（補助金）の支援を受けていないこと。  
中古の場合は、中古品販売事業者から購入し、売買契約書の写しを提出できるものに限り、リースは、交付決定日以降から実績報告書提出時点までに支払った料金を導入経費とします。  
1年以上常時使用している区内事業所等に設置する機械等が補助金の対象になります。  
(2) だけの申請はできません。

### 4 補助対象外経費（以下のものは補助の対象になりません。）

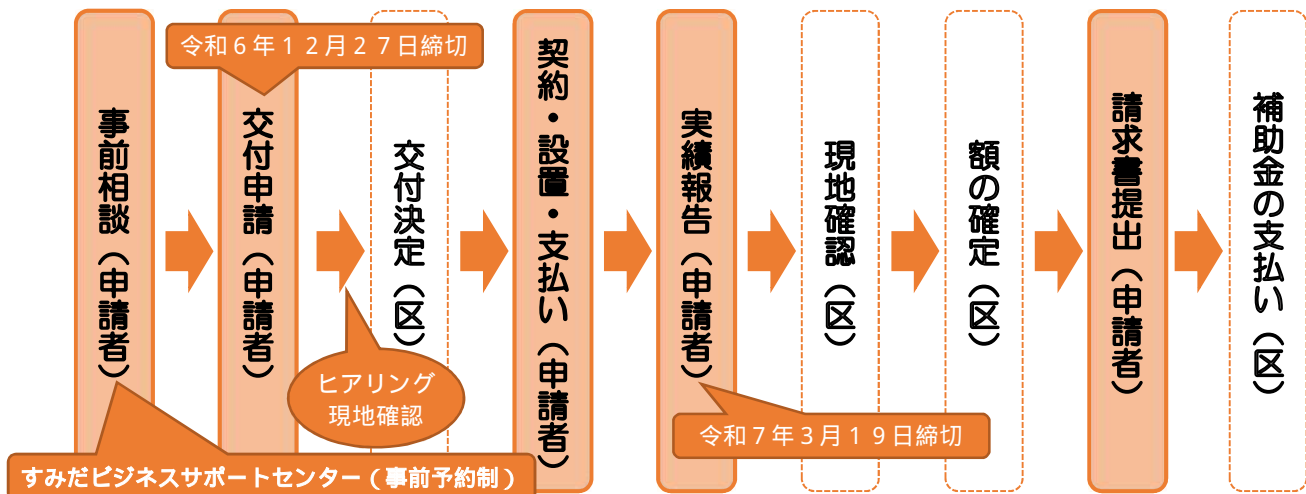
- (1) 機器等の設置・撤去・処分・運搬に係る経費
- (2) 機器等の設置場所等の施設整備に係る基礎工事、電気工事等の経費
- (3) 車両の購入経費
- (4) パソコン・プリンタなどの汎用性がある事務機器で、目的外の使用となり得るものの購入経費
- (5) リース等について、補助対象期間外の期間に係るもの
- (6) 他の補助金等を一部財源とする機器等の購入経費
- (7) 消費税及び地方消費税
- (8) 各種保険料、消耗品費
- (9) 交付決定日以前に発注、契約、納品、契約金等の支払い、設置工事に着手しているもの
- (10) 令和7年3月19日（水）までに実績報告書の提出が見込めないもの

## 5 交付申請受付期間

令和6年4月1日(月)から令和6年12月27日(金)

ただし、期間の途中であっても予算の上限に達した場合受付を終了します。

## 6 補助金交付の流れ



すみだビジネスサポートセンターへの事前相談は必須です。(事前予約制: 電話5608-6360)

事前相談後、郵送でも申請できます。

補助対象経費や補助要件に関する質問は経営支援課までお問い合わせください。

書類に不備等がある場合、追加書類を求める場合があります。

交付申請時に提出いただく「墨田区生産性向上等支援補助金 事業計画書」の内容確認のため、ヒアリング・現地確認をさせていただく場合があります。

「現地確認」は、ご連絡の上訪問させていただきます。

審査結果についてのお問い合わせには応じかねますのであらかじめご承知おきください。

## 7 交付申請書類

共通	(1) 墨田区生産性向上等支援補助金交付申請書(第1号様式)	事業計画書に基づきヒアリング・現地確認をさせていただく場合があります
	(2) 誓約書(第2号様式)	
	(3) 墨田区生産性向上等支援補助金 事業計画書(第11号様式)	
	(4) 見積書(機器導入に要する経費の内訳を記載したもの)	
	(5) 設置予定の機器の形状、規格等が分かるパンフレットやカタログ等の写し	
	(6) 建物全体の平面図(設置箇所を明示した物)	
	(7) 設置工事着手前の現況カラー写真(建物の平面図と照合ができるもの)	
	(8) 委任状(代理申請を行う場合)	
	(9) その他区長が必要と認める書類	
法人	(1) 履歴事項全部証明書の原本	
	(2) 直近2期分の確定申告書、法人事業概況説明書及び決算書の写し	
	(3) 直近の法人住民税納税証明書の原本	
個人	(1) 墨田区で1年以上継続して事業を行っていることがわかる書類(開業届の写し、営業許可書の写し等)	
	(2) 令和4年、5年の確定申告書控と青色申告決算書又は収支内訳書の写し	
	(3) 令和5年度の個人住民税納税(非課税)証明書の原本	

## 8 お問合せ・申請先

墨田区 産業観光部 経営支援課  
所在地: 墨田区吾妻橋一丁目23番20号  
電話: 03-5608-6183

詳細は区ホームページでもご覧いただけます

